

第7号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表65の項手数料を徴収する事務の欄第2号ア中「床面積」の次に「（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。）Iの第2の2の2-3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。）」を加え、同表66の項手数料を徴収する事務の欄第2号中「共同住宅」の次に「（誘導基準Iの第2の2の2-3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」を加え、「100平方メートル」を「200平方メートル」に改め、同表67の項手数料を徴収する事務の欄第1号イ（ア）中「床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、次号イ並びに68の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。）」を加え、同欄第2号中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同表第68の項手数料を徴収する事務の欄第3号中「ロ（2）」の次に「又は同号イ（3）及びロ（3）」を加え、同号イ（ア）中「床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴い、建築物の簡易な評価方法の追加に伴う申請手数料等の規定について整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。